平成２３年（フ）第１２８号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目11番１―230号
債務者　白井　陽子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３４号
兵庫県西宮市中殿町１番５―1004号
債務者　松井　智子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５８号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目120番地　ロードス93―605号
債務者　山尾　寛子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５号
鳥取県西伯郡南部町西町３番地
債務者　門脇　義雄
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１５９号
広島県尾道市浦崎町2351番地１
債務者　檀上　智之
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
広島県三原市西宮１丁目６番40号
債務者　藤原　章宏
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
広島県尾道市御調町綾目1712番地３、住民票上の住所広島県尾道市御調町綾目1712番地２
債務者　佐倉　恭吾
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
広島県三原市本郷北４丁目７番15―202号
債務者　中村　省三
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
北海道帯広市大通南25丁目12番地　サウス25Ａ号室
債務者　松本　順子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
栃木県大田原市末広３丁目2832番地59
債務者　増田　光彦
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１３号
栃木県大田原市末広３丁目2832番地59
債務者　増田多美子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第２６２号
東京都東村山市恩多町４丁目18番地35レオパレスメゾン104
債務者　佐藤　公啓
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２６２号
横浜市保土ケ谷区川島町651番地　ハイム向台13号棟203号室
債務者　佐藤　郁夫
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３８号
横浜市中区簑沢85番地３
債務者　田口　裕司
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３９号
横浜市中区簑沢85番地３
債務者　田口このみ
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６号
石川県能美市緑が丘10丁目22番地、従前の住所東京都新宿区新宿２丁目３―16　ライオンズマンション704号
債務者　岡島　達也
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後２時
金沢地方裁判所小松支部